

山梨大学における研究活動に関する行動規範

平成26年11月28日

学 長 裁 定

大学における研究活動は、真理を探求して新たな知見を獲得し、得られた成果を社会に還元するという、社会の負託に応える重要な責務を有しているものであり、研究者が自らの行動を厳正に律する倫理規範を確立することが必要である。この基本的認識に立ち、本学の研究活動、競争的資金等の管理・運営に関わる全ての構成員に対し、行動規範を次のとおり定める。

1. 責任

自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、更に自らの専門知識、技術、経験を活かして、社会の安全と安寧、人類の健康と福祉、そして環境の保全に対する責任を有することを自覚する。また、国民の疑惑や不信を招きかねない行為及び法人に対する信頼を揺るがす行為は厳に慎む。

2. 法令等の遵守

研究の実施及び公的研究費の管理、使用にあたっては、法令、関係規則並びに使用ルールを遵守し、適正に行う。

3. 研究活動

自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないだけでなく、研究結果に対する社会や科学者相互の評価と批判を可能とするために、その科学的根拠の透明性を確保する責務を有する。また、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする公正な研究環境の確立にも積極的に取り組む。

4. 公的研究費の管理、使用

公的研究費であることに留意し、効率的に使用することはもちろんのこと、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを自覚する。なお、個人の発意で提案し、採択された研究費であっても、管理は所属機関に委ねる。

5. 他者との適正な関係

自らの判断と行動において、常に個人と組織、異なる組織間の利益相反に注意を払い、公共性を重視して適切に対応する。また、他者の業績を正当に評価し、その名誉や知的財産権を尊重する。

6. 差別の排除

研究者としての研究・教育・学会活動において、人種、性、社会的地位、思想・宗教などによって他者を差別せず、公平に対応する。

7. 守秘義務の遵守、個人情報保護

研究契約や知的財産権に関しては、所定の守秘義務を遵守するとともに、他の研究者の未発表研究成果、特に論文や研究費の審査の過程で知り得た情報については、厳格な守秘義務を負う。さらに、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め適正な取扱いを行うものとする。